採用活動等に関するルール

令和８年 10 月１日
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」といいます。）は、求職者等に対するハラスメントにより求職活動等が阻害されることを防止するため、求職活動等に関して QST が行う活動等（以下「採用活動等」といいます。）について以下のとおりルールを定めます。本ルールは、男女雇用機会均等法及び厚生労働省告示に基づく「求職活動等に関するルール」として定めるものであり、QST の役職員等及び求職者等に対してその内容の周知・啓発を行います。

１．対象となる活動

本ルールの対象となる採用活動等とは、面談、面接、説明会、職場訪問、実習、インターンシップ等の QST が実施する職員の採用に資する活動をいい、SNS 等を介したものやオンライン上で行うものを含みます。

２．採用活動等の実施

採用活動等の時間、場所等については以下のとおりとします。

（１）原則として 8 時 30 分から 17 時 30 分までの時間帯に実施します。ただし、求職者等の事情等を踏まえ、必要かつ可能な場合には、前記以外の時間帯に実施することがあります。

（２）QST の施設内の会議室その他業務上適切な場所又は QST が指定するオンライン会議システム等を利用して実施します。

（３）採用活動等の目的に応じた適切な実施体制を確保し、公正な運営に努めます。

（４）採用活動等に関する連絡は、原則として QST が業務用として指定する電話、電子メール等の連絡手段により行い、採用活動等の目的と関係のない連絡は行わず、また、私的な連絡手段を用いた連絡は行いません。

３．禁止される行為

採用活動等において、QST 及び採用活動等に従事する QST の役職員等は、次に掲げる行為を行いません。

（１）性的な言動その他これに類する行為

（２）不必要な身体への接触

（３）採用選考に関係のない私生活上の事項に関する不適切な質問

（４）選考、採用、実習上の指導その他の取扱いと関連付けた不適切な言動
（５）その他求職者等の人格、尊厳若しくはプライバシーを侵害し、又は求職活動等を阻害するおそれのある行為

４．相談への対応

求職者等からのハラスメント行為に関する苦情相談に対応するため、第三者による外部相談窓口を設置しています。

QST は、相談者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、安心して相談できる環境の確保に努めます。

また、ハラスメント行為に関する相談又は申立てがあった場合には、必要な事実確認を迅速かつ適切に行い、対処していきます。

QST は、求職者等がハラスメント行為に関する苦情相談若しくは申立てを行ったこと、ハラスメント行為に関する調査等へ協力したこと又はその他ハラスメントに関し正当な対応をしたことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

５．外部相談窓口

法律事務所大地　代表弁護士　井川夏実
電話：043-225-0570（平日 10 時～17 時 15 分）
FAX：043-225-0575
Email：natsumi.igawa＝lo-daichi.com
（[＝]を[@]にしてください）

（以上）